

## 柳井市断熱リフォーム促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の居住用既存住宅の断熱性能を向上させることで、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減を図るため、既存住宅の断熱改修工事（以下「断熱改修工事」という。）を実施する者に対し予算の範囲内において交付する柳井市断熱リフォーム促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本市の住民であること。
- (2) 市内にある自己所有の既存住宅に居住していること、又は2親等以内の親族が所有している既存住宅に居住していること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 補助の対象となる断熱改修工事（以下「補助対象工事」という。）について、本市で実施する他の補助等を受けていないこと。

### (補助対象工事)

第3条 補助対象工事は、申請者が市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は住所を有する個人事業者等の施工業者（以下「施工業者」という。）に依頼する工事であって、次条第2項に規定する補助金の交付決定後に着手する当該工事（事業所部分及び賃貸借部分は除く。）に要する経費の額が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の工事をいう。

2 前項の規定による補助対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1以上の居室（居間、寝室、台所等）において行う窓の断熱改修工事
- (2) 前号の工事と併せて実施する屋根、天井、外壁、床の断熱改修工事

3 補助対象工事は、当該年度の1月末日までに完了しなければならない。

### (交付の申請及び交付決定)

第4条 申請者は、補助対象工事の着手前に、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅位置図
- (2) 補助対象工事見積書（工事の箇所、数量、単価等が明記され、工事内容が確認でき、施工業者の記名押印があるものに限る。）又はその写し
- (3) 補助対象工事着手前の現場写真（住宅の全景、工事予定箇所等）
- (4) 断熱リフォーム工事チェックリスト
- (5) 工事箇所を示した住宅平面図、断熱性能等が確認できる書類
- (6) 申請者の住民票の写し（発行日から30日以内のもの）

- (7) 補助対象工事を行う住宅の固定資産税納税通知書と固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し、又は固定資産税名寄帳
- (8) 申請者の市税完納証明書（発行日から30日以内のもの）
- (9) 2親等以内の居住者が申請する場合、家屋所有者の市税完納証明書、住民票の写し、親族関係がわかる書類（発行日から30日以内のもの）
- (10) 施工業者の本社又は本店所在地が市内にあることを証する書類（法人の場合には法人登記の写し、個人の場合には代表者の住民票の写しとする。ただし、補助金を申請した日の属する年度に本市の建設工事等入札参加資格申請を行っている施工業者については、当該書類の提出を免除するものとする。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。また、補助金の交付が適当ではないと認めるときは、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付は、予算の範囲内において、同一住宅について上限50万円に達するまで次年度以降も申請できるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の100分の20に相当する金額（当該100分の20に相当する金額が50万円を超えるときは、50万円）とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（工事の着手）

第7条 補助対象工事の着手は、交付決定を受けた後に行わなければならない。

（工事内容の変更及び交付変更決定）

第8条 第4条第2項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事変更見積書（工事の箇所、数量、単価等が明記され、変更工事内容が確認でき、施工業者の記名押印があるものに限る。）又はその写し
- (2) 補助対象工事変更前の現場写真（変更工事予定箇所等）
- (3) 断熱リフォーム工事チェックリスト
- (4) 変更後の工事内容が確認できる図面、断熱性能等が確認できる資料等

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（工事の中止）

第9条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、柳井市断熱リフォーム促進事業補助対象工事中止届（別記第6号様式。以下「工事中止届」という。）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、柳井市断熱リフォーム促進事業補助対象工事完了実績報告書（別記第7号様式。以下「工事完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事代金領収書の写し（施工業者の記名押印があるものに限る。）

(2) 補助対象工事完了後の現場写真（工事箇所等）

(3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第11条 市長は、前条の規定による工事完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実地検査を行うものとする。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、実施された補助対象工事の内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金確定通知書（別記第8号様式。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による交付額の確定通知書を受けた交付決定者は、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金交付請求書（別記第9号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 第9条の規定による工事中止届の提出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、柳井市断熱リフォーム促進事業補助金返還命令書（別記第11号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。